

国民健康保険保険給付費等交付金ガイドラインの 見直しについて

国民健康保険保険給付費等交付金ガイドラインの主な見直し項目

- 平成30年度から都道府県が市町村に交付する、保険給付費等交付金について、政令改正や年度末の会計処理、激変緩和措置の検討が進んだことを踏まえ、以下のとおりガイドラインを修正する。

1 保険給付費等交付金(普通交付金)の会計年度所属区分

(療養の給付等について)

- 平成30年度からは、国保法第45条第5項の適用を受ける費用(療養の給付、訪問看護療養費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費。以下これらを「療養の給付等」という。)の請求は全て、国保連を経由するものは、国保連に請求された日を市町村に請求された日とみなすこととし、その歳出は請求があった日の属する会計年度で区分する。
すなわち、3-2診療月ベースで会計年度区分が決定される。(療養の給付等以外について)
- 療養の給付等以外の費用(療養費、高額療養費等)については、現行どおり市町村が給付決定した日の属する会計年度で区分する。国保連から市町村に請求される審査支払手数料も同様に、支出決定した日の属する会計年度で区分する。

2 保険給付費等交付金(普通交付金)の支払方法

- 市町村と都道府県は共に、同一の事由による歳出は同一の会計年度区分となるように、市町村は適切に保険給付費等交付金を交付申請し、都道府県は市町村と同一の会計年度において交付決定を行うよう調整する。
- 年度末の事務処理を考えれば、2月診療分に係る支払い方法については、都道府県は保険給付費等交付金を概算払とするのが適当である。このため、都道府県は、要綱等において交付申請手続や交付申請日等を定めるとともに、キャッシュフロー(資金)計画を策定する。

3 保険給付費等交付金(普通交付金)の精算の取扱い

- 市町村の保険給付実績を超えて保険給付費等交付金を交付した場合、会計年度独立の原則により、都道府県は翌年度に交付超過分の返還請求を行う等の精算手続を行う。(具体的には都道府県の交付要綱等に定める。)
- その他、不当利得や不正請求、第三者求償額等が含まれていた場合にも、都道府県は当該費用に係る交付金の返還を請求する。一方、給付の取消や時効の到来等による場合には、市町村が当該費用に係る交付金の返還を決定し、都道府県に返還する。
- 市町村が国保連に収納事務を委託している場合には、市町村は都道府県に保険給付費等交付金を返還するため、国保連に交付金の引渡を求めらる。

4 保険給付費等交付金(普通交付金)の対象となる費用の明確化

- 平成29年度以前分の保険給付についても、平成30年度以降に請求されるものや支給するものについては、保険給付費等交付金(普通交付金)の対象費用に含まれる。

5 都道府県繰入金の活用と保険給付費等交付金(特別交付金)の交付対象メニュー例 (別紙)

- 都道府県繰入金の財政調整機能と、特別交付金の関係を整理。

市町村における療養の給付等に係る保険給付費の会計年度区分

- 平成30年度からは、国保法第45条第5項の適用を受ける費用(療養の給付、訪問看護療養費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費。以下これらを「療養の給付等」という。)の請求は全て、国保連を経由するものは、国保連に請求された日を市町村に請求された日とみなすこととし、その歳出は請求があった日の属する会計年度で区分する。すなわち、3-2診療月ベースで会計年度区分が決定される。
- 療養の給付等に係る歳出の会計年度区分は、「その支出負担行為をした日の属する年度」(市町村が国保連に支払う場合には、現行どおり市町村(国保連を経由するもの)にあっては国保連とする。)が請求を受けた日(3-2診療月ベース)とするが、療養の給付等以外の給付については、市町村の支出負担行為規程等に基づき、市町村が給付決定した日の属する会計年度区分(4-3決定月ベース)を基本とする。審査支払手数料についても、国保連が診療月の翌々に市町村に請求するため、市町村は請求に基づき、支出決定した日の属する会計年度(4-3決定月ベース)で支払う。
- 市町村は給付決定した療養の給付等以外の給付に係る保険給付費等交付金を、給付決定日の属する会計年度中に、都道府県に対し交付申請する。都道府県は、市町村の給付決定日と同一の会計年度中に、交付金の交付決定を行う。

(市町村の会計年度区分の例)

平成29年度		平成30年度	
保険医療機関等 30年2月	国保連 30年3月	市町村 30年4月	
療養の給付	診療報酬請求 3,000万円	給付決定 3,000万円	
	審査支払手数料	支出決定 30万円	
高額療養費	(審査)	給付決定 200万円	
柔整等受領委任の療養費	(審査)	給付決定 50万円	

平成30年4月は、市町村が給付以外に係る現金給付分等に係る保険給付費等交付金の交付が必要。
 ↓
 都道府県は市町村に交付申請日や交付手続き等を示す必要がある。

30年4月に合計3,280万円が支出されるが、請求日の属する会計年度で処理する療養の給付(3,000万円)は29年度会計予算となり、給付決定日の属する会計年度で処理するその他の費用(280万円)は30年度会計予算となる。

各保険給付費と会計年度所属区分

	保険給付費	現物給付	現金給付	請求	会計年度区分
①	療養の給付	◎		国保連合会經由	3-2診療月
②	訪問看護療養費	◎		国保連合会經由	3-2診療月
③	入院時食事療養費	◎		国保連合会經由	3-2診療月
④	入院時生活療養費	◎		国保連合会經由	3-2診療月
⑤	保険外併用療養費	◎		国保連合会經由	3-2診療月
⑥	療養費 (柔道整復)	○		国保連合会經由	4-3決定月 (2-1診療月)
⑦	高額療養費 (限度証利用)	○		国保連合会經由	4-3決定月 (2-1診療月)
⑧	出産育児一時金 (直接払い)	○		国保連合会經由	4-3決定月 請求日による
⑨	療養費(柔整以外)		○	被保険者	4-3決定月
⑩	特別療養費		○	被保険者	4-3決定月
⑪	移送費		○	被保険者	4-3決定月
⑫	高額療養費 (償還払い分)		○	被保険者	4-3決定月
⑬	高額介護台算療養費		○	被保険者	4-3決定月
⑭	出産育児一時金 (直接以外)		○	被保険者	4-3決定月
⑮	葬祭費		○	被保険者	4-3決定月

- ◎は市町村で必ず採用されている給付方法、○は採用されている例の多い給付方法を示す。
- ①～⑤については、国保法第45条第5項の適用による委託を受けたものについて、国保連合会を経由するものは国保連合会に請求があった日に市町村に請求があったものとみなす。
- 平成30年2月以前の療養の給付等の保険給付費について、平成30年4月以降に請求があった場合には、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律附則第11条第2項の規定により、保険給付費等交付金(普通交付金)の対象となる。

療養の給付等に係る保険給付費等交付金(普通交付金)の会計年度所属区分と支払方法

<保険給付費等交付金(普通交付金)の支払いスキームについて>

○ 保険給付費等交付金(普通交付金)については、市町村に支払う方法・国保連合会に直接支払う方法(直接払い)の双方において、市町村からの請求に基づき交付する「確定払」と、地方自治法第232条の5第2項に基づき、市町村の合理的な支出計画に基づき交付する「概算払」のいずれかを状況に応じて選択することが可能であり、年度末の事務処理を考えれば、2月診療分に係る支払い方法については「概算払」とすることが適当である。

※ 「確定払」とする場合、市町村が都道府県に対し3月31日までに確定額に基づく交付申請書等を提出する必要があるが、実現が難しい。なお、例えば、現物給付分を概算払、現金給付分を確定払とする等、現物給付分と現金給付分で異なる支払方法を採用することも可能である。

○ 「概算払」とする場合、一年分を一括交付、四半期分を一括交付、毎月交付とすることが可能であるため、分割支払回数については、実現可能なキャッシュフロー(資金)計画の検討と併せて、市町村と協議の上、都道府県の交付要綱等において定める。(国保連に複数月に複数月分を直接概算払する場合には、当該内容について、市町村が国保連に交付金の収納事務を委託する。)

※ 直接払い(概算払)の場合について、交付金を分割払いできるとする根拠規定を政令上にも置く予定。

※ 概算払時の執行額については、地方自治法施行令第162条及び各都道府県の規則に基づき、合理的に計算された支出見込金額であることが求められる。

<会計年度所属区分について>

○ 都道府県の国保特別会計における保険給付費等交付金の会計年度区分は、地方自治法施行令第143条第1項第5号に基づき、「その支出負担行為を行った日の属する年度」となる。保険給付費等交付金の「支出負担行為を行った日」とは、都道府県の支出負担行為規程に基づき、市町村の交付申請等に基づく「都道府県の交付決定日」とするのが一般的である。

※ 市町村が国保連に支払う場合には、現行どおり市町村(国保連を経由するもの)は国保連とする。(が診療報酬等についての請求を受理した日の属する会計年度がその所属区分となる。)

出産育児一時金等に係る保険給付費等交付金(普通交付金)の会計年度区分

- 出産育児一時金について、保険給付費等交付金(普通交付金)の対象とする場合には、現行どおり市町村が給付決定した日の属する会計年度(4-3決定月ベース)で処理することを基本とする。このため、3月10日までに国保連が受け付けたもので、正常分娩分は3月中に市町村に請求されるため、基本的に当年度中に給付決定して当年度予算で執行され、異常分娩分は4月に市町村に請求されるため、翌年度予算で基本的に執行される。
- 葬祭費等の費用についても、保険給付費等交付金(普通交付金)の対象とする場合には、同様に給付決定日の属する会計年度で処理されることとなる。
- 市町村は給付決定した出産育児一時金や葬祭費等に係る保険給付費等交付金を、給付決定日の属する会計年度中に、都道府県に対し交付申請する。都道府県は、市町村の給付決定日と同一の会計年度中に、交付金の交付決定を行う。

(市町村の会計年度区分の例)

		平成29年度					
		1月出産		2月出産		3月出産	
		平成29年度	翌月10日請求分	25日請求分	翌月10日請求分	25日請求分	翌月10日請求分
連合会 請求受付		1月25日	2月10日	2月25日	3月10日	3月25日	4月10日
	市町村への 請求	2月7日頃	2月20日頃	3月7日頃	3月20日頃	4月7日頃	4月20日頃
	正常 分娩分						
	異常 分娩分	—	3月7日頃	—	4月7日頃	—	5月7日頃

平成29年度予算執行分

平成30年度(新制度)予算執行分

平成30年4月は、市町村が給付決定した出産育児一時金等に係る保険給付費等交付金の交付も必要。
※年度末(3/20頃)に請求があることにも留意する。

保険給付費等交付金(普通交付金)の精算

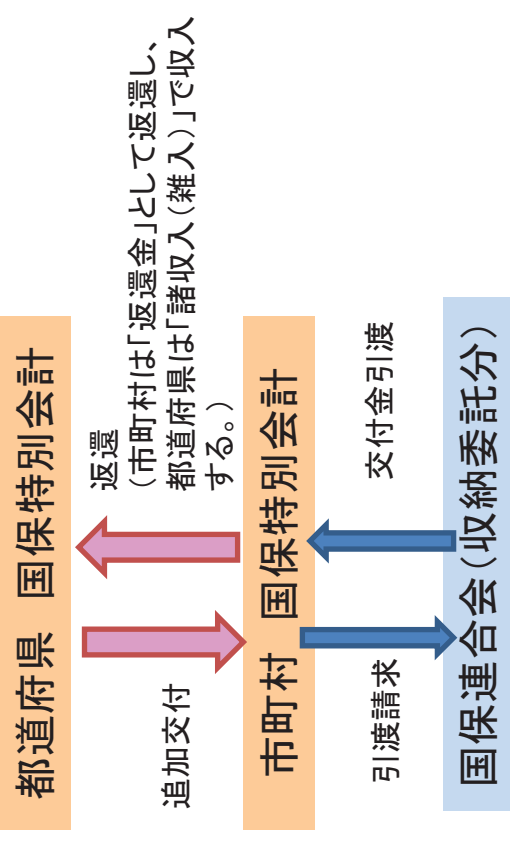
(実績報告)

- 都道府県は、診療月の翌々月に保険給付費等交付金の交付申請を受けることとなるため、2月診療分については、3月中(診療月の翌月)に保険給付費等交付金の申請を受け、同月中に保険給付費等交付金の概算交付決定を行うが、この際、市町村の給付財源が不足しないように留意する必要があり。都道府県は、概算払の交付額について交付要綱等により4月末までに実績報告書の提出を市町村に求める。その結果、概算交付額との差額が生じた場合には、会計年度独立の原則により、翌年度予算で精算する。
- また、出納整理期間中に、過誤調整に伴う歳出の減額処理や、一般・退職の適用適正化に伴う療養給付費の振替処理、一部負担金減免に伴う過大交付分の返還処理等が見込まれる。こうした更正結果は、出納整理期間中に、都道府県と市町村で会計処理を合わせる必要がある。
- 交付した保険給付費等交付金が市町村の保険給付費を超える場合、都道府県は翌年度に超過交付分の返還を市町村に求め、精算を行う。このため、国保連合会に直接払い(収納事務の委託)を行う場合には、市町村は都道府県からの返還請求額の交付金額の引渡を国保連合会に求め、収納した後、都道府県に返還する。市町村が都道府県に返還する交付金の歳出の会計年度区分は、都道府県からの請求を受けた日の属する会計年度区分となるため、翌年度となる。
- 一方、交付した保険給付費等交付金が市町村の保険給付費に不足する場合、市町村は翌年度に追加交付分の交付を都道府県に求め、予算を補正して、前年度繰上充用により前年度の不足分を補填する。

(精算)

- その他、次のような費用が含まれていた場合には、当該費用に係る保険給付費等交付金について、市町村は都道府県に返還する。会計年度区分は、都道府県が返還請求を行った日又は市町村が返還決定した日の属する年度である。
- (1) 都道府県が返還請求を行った日の属する会計年度区分のもの例
 - ・ 現物給付分について一部負担金減免額が含まれていた場合
 - ・ 現物給付分について保険医療機関の請求に認められないもの(不当利得分等)が含まれていた場合(県の点検等)
 - ・ 現金給付に対する不正が明らかになった場合(県の指導監査等)
 - ・ 現物給付分について、第三者求償を行うべき事案(代位請求分の調定額)が明らかとなった場合(市町村からの報告等)
- (2) 市町村が返還決定した日の属する会計年度区分のもの例
 - ・ 被保険者の死亡等により給付できなくなり、当該給付に係る取消処分を行った場合や時効が到来した場合
 - ・ 世帯主の所在不明等の理由により給付できない場合

(精算スキーム)



保険給付費等交付金の減額【P】

以下の1～3の場合に保険給付費等交付金を減額することができる。

1. 保険給付の取消勧告に基づく保険給付費等交付金の減額

○ 都道府県は、国保法第75条の4以下の条文において、市町村の行った保険給付について再審査を求めると可能としており、その結果として、市町村に対して、保険給付の取消の勧告を行っている。取消の勧告を行ってもなお、市町村が取消を行わなかった場合に、当該勧告に係る部分に限り、保険給付費等交付金を減額することを可能としている。

○ 法律に規定された、こうした仕組みについて、保険給付費等交付金の規則・交付要綱の中で詳細を定める必要がある。

2. 療養給付費等負担金が減額された場合の保険給付費等交付金の減額

○ 市町村が確保すべき収入を不当に確保しなかった場合に、国は、国保法第71条に基づき療養給付費等負担金を減額することが可能である。この場合には、その市町村の属する都道府県が、その市町村が確保すべき収入を確保していないと認め、また、その市町村が収入を確保していないことに対し、やむを得ない理由が認められない場合には、普通交付金を減額することができる。

ただし、普通交付金を減額する場合には、その市町村に対し、弁明の機会を与える必要がある。

○ 従前より(※)市町村が第三者行為による損害賠償額や不正利得・過誤払いに伴う不当利得返還金を調定した場合に当該調定額に係る療養給付費等負担金を減額している。この措置は平成30年度以降も継続する。 ※昭和40年国保課長通知

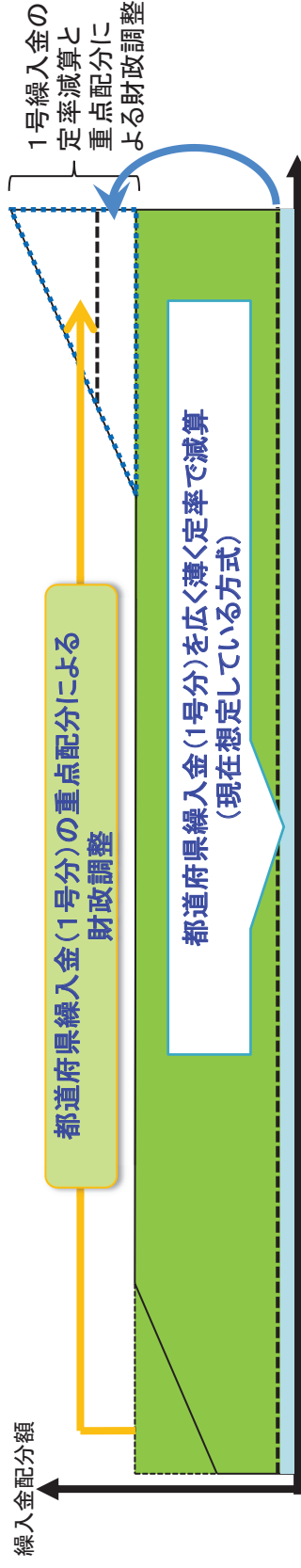
ただし、市町村において調定した額が必ず収納できるとは限らないため、減額相当分を財政安定化基金から市町村に対して貸付を行う方法で財源を工面する。一方、普通交付金を減額しない場合には、調定を行っていない市町村が負担を分かち合うこととなるため、都道府県は予め市町村の合意を得ておくこととする。

3. 市町村が納付金を納付しない場合の保険給付費等交付金の減額

○ 市町村が納付金を納付しなかった場合、やむを得ない理由があると認められる場合を除き、その市町村の属する都道府県が、納付しなかった納付金の金額の範囲内で、保険給付費等交付金の額を減額することができる。ただし、保険給付費等交付金を減額する場合には、その市町村に対し、弁明の機会を与える必要がある。

都道府県繰入金の基本的な考え方

- 都道府県繰入金は、国保法第72条の2の規定に基づき、保険給付費の9%分を一般会計から都道府県国保特別会計に繰り入れるもの。普通交付金の交付に活用される分(1号繰入金)と、都道府県内市町村の特殊な事情に応じたきめ細かい調整等のために活用される分(2号繰入金)により構成される。
 - ※1号繰入金・2号繰入金の区分は便宜上の記載であり、法令上の区別はない。
 - ※今後都道府県から市町村に出される保険給付費等交付金には、普通交付金と特別交付金があるが、特別交付金の財源は、都道府県繰入金、国特別調整交付金(市町村分)、保険者努力支援制度(市町村分)、特定健診負担金としている。
- 1号繰入金と2号繰入金は相互に流用可能であり、用途の制約を受けず、法令上配割合も規定されなため、機動的に都道府県繰入金全額を2号繰入金として活用することもできる。2号繰入金の支払いに充ててなお残る都道府県繰入金金が1号繰入金として普通交付金の財源となるため、都道府県は、2号繰入金による特別交付金の活用策(具体的な交付メニュー)とその規模について、予め定めておく必要がある。(実際の交付額と規模は異なる。)
- ⇒ 都道府県繰入金の活用策等の検討に当たっては、連携会議の場において、都道府県と市町村との間で十分協議を行うことが重要。
- また、1号繰入金は、都道府県全体の保険料収納必要総額を計算する際にこの総額から定率で減算する方法が考えられるが、各市町村の納付金額を計算する際に重点配分して、個別に激変緩和を行う財政調整機能を発揮することも可能である。
 - 例えば、年齢調整後医療費指数が低く、前期高齢者交付金等が都道府県単位で交付され、収入が均されることによって、現行と比べて大幅に保険料負担が減少する市町村がある場合には、市町村との合意の下、都道府県が一定の下限割合の基準を定めて、基準を下回る市町村から都道府県繰入金を減算して、著しく激変が生じる市町村に対し個別に都道府県繰入金を加算し、激変緩和を行うことができる。(前項参照)
- 特別交付金の具体的な交付メニュー一例は、次頁のとおりである。最終的には、都道府県が、地域の実情に応じ、市町村の意見を踏まえ定める。



保険給付費等交付金特別交付金の具体的交付メニュー例

○ 特別交付金の具体的交付メニューは、例えば、以下の交付メニューが考えられる。

① 国調整交付金算定省令第6条第1号～第12号、附則第7条の交付額等の補完的な交付

市町村の責によらない事由で医療費が高くなっている場合や、災害等にあった市町村について国が交付する特別調整交付金(調定省令第6条第1号～第12号及び附則第7条)においては交付要件に該当しないもの、交付の対象外となる額の部分に対して、都道府県の判断により財政支援すべきとされるもの。

② 保険者努力支援制度の補完的な交付

インセンティブ措置を強化する観点から、保険者努力支援制度の国交付額の上乗せを行うものや、独自の交付要件を設定して評価するものに対し、都道府県の判断により財政支援し、医療費適正化等の取組を促進するもの。

③ 国保運営方針に定められた、保険料収納率目標や赤字解消計画の達成など財政健全化や将来の保険料水準の統一化に資する取組に対するインセンティブとしての交付

保険料収納率目標の達成状況や、市町村国保特別会計における決算補填等を目的とする一般会計繰入と前年度繰上充用金の新規増加分の解消・削減の推進など、財政運営の健全化・将来の保険料水準の統一化の促進を図るためのもの。

④ 国保運営方針を踏まえ、資格管理や給付、保険料の賦課・徴収等の市町村事務の標準化、効率化、広域化を推進する取組や、システム改修経費等の財政負担に対する交付

- ア 保険料収納率の向上に向けた、滞納整理機構等を活用した滞納処分
 - イ 医療費適正化に向けた、複数の市町村をまたいで広域的に行う保健事業
 - ウ 市町村の保険者事務の共同化に必要なかなり増し経費(システム改修、広報活動、会議経費)
- (注)国保運営方針に定められた数値目標を達成していないことに着目して減額することは望ましくない。

⑤ 都道府県が策定する健康増進計画、医療計画、介護保険事業支援計画を踏まえた取組に対する交付

- ア 健康増進計画により市町村の取組とされたものに対する交付
- イ 都道府県の医療計画策定に資するよう、地域の医療ニーズの把握の取組に対する交付

⑥ 保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業の廃止等に伴う保険料額の増加抑制

※「経済財政運営と改革の基本方針2017(骨太方針2017)」を踏まえ、健康増進・予防の推進の観点から都道府県繰入金を有効に活用することも重要。

経済財政運営と改革の基本方針2017（骨太方針2017）（抄）

3. 主要分野ごとの改革の取組

（1）社会保障

④ 健康増進・予防の推進等

（前略）

健康なまちづくりの視点を含め、市町村国保のデータヘルスの取組を推進するとともに、国保の保険者努力支援制度や都道府県繰入金の活用を促すことにより、国保のインセンティブ措置を強化する。

（後略）